

行事名 労働安全衛生規則第 36 条 8 号修了者を対象にした補講

日 時 2 月 28 日（金） 13：30～16：30

場 所 群馬県林業・木材製造労働災害防止協会

内 容 厚生労働省は法改正に伴う労働安全衛生規則第 36 条 8 号修了者を対象にした補講研修会が行われた。

受講者 31 名（内 FG21 から 10 名参加）

コメント 「改正の背景」林業における労働災害による死亡者数は年間 40 人前後で推移しており、平成 23 年以降改善がみられません。死亡災害の 6 割がチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、「伐木等作業における安全対策の在り方に関する検討会報告書」を踏まえ、労働安全衛生法を改正した。

今回改正の主な内容

1. チェンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区別されていた特別教育を統合し、時間数を増やした。
2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下の通り規定した。
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高直径 40 c m 以上のものから 20 c m 以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けた。（安衛則第 477 条）
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、係り木の処理における禁止事項を規定した。（安衛則第 478 条）
 - (3) 事業者は、立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせはならないこと等を規定した。（安衛則第 481 条）
 - (4) 事業に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けた。（安衛則第 485 条）

3. 特別教育の適用日 施工日令和元年 8 月 1 日 公布日令和 2 年 8 月 1 日

以上の改正点を林災防の内山先生が熱心かつ丁寧にパワーポイントで説明してもらえた。会場には 30 数名の受講者も熱心に補講を聴講した。我 FG21 も今日 10 名が受講してチェーンソーを含む伐木の事故絶滅を誓った。

樹高終了後新たな労働安全特別教育等終了証を受け取った。

なお、この講習会で学んだことを復習する実技講習会を 3 月 7 日（土）で行う予定だ。